

【チェック表A】:住宅の用途が一戸建ての住宅又は長屋の場合

(該当の□欄に✓)

区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	備考												
1	<p>告示第一・第二第一号 手引き p.4,p.6</p> <p>宿泊室(宿泊者が就寝する室)の床面積の合計が50m²以下で 家主が不在とならない(一時的な不在を除く)</p> <p>Yes <input type="checkbox"/> 4へ No <input type="checkbox"/> 2へ</p>		<p>届出前に 区役所建築課へ 所定の書類の 提出等が必要★</p> <p><input type="checkbox"/> 詳細チェック表A 5へ</p> <p>★: 宿泊者の安全の 確保を図るために必 要な措置について、 あらかじめ建物に詳 しい建築士や施工業者 と相談・確認を行い、 その内容を明示した 住宅の図面等を添付 し、区役所建築課へ 提出してください。</p>												
2	<p>告示第一 手引き p.4</p> <p>全宿泊室及びその宿泊室から地上への廊下等の通路の 全てに非常用照明器具を設ける ただし、下表の要件に該当する部分には設置しないことができる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部分</th> <th>設置しないことができる要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一室当たり 床面積30m² 以下の居室</td> <td>次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る) <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照 明装置が設けられている</td> </tr> </tbody> </table> <p>Yes <input type="checkbox"/> 3へ</p>		部分	設置しないことができる要件	一室当たり 床面積30m ² 以下の居室	次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る) <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照 明装置が設けられている	<p>No <input type="checkbox"/> 詳細チェック表A 6へ</p>								
部分	設置しないことができる要件														
一室当たり 床面積30m ² 以下の居室	次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る) <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照 明装置が設けられている														
3	<p>告示第二第一号 手引き p.6</p> <p>複数の宿泊室に複数のグループを同時に宿泊させる</p> <p>No <input type="checkbox"/> 4へ</p>		<p>Yes <input type="checkbox"/> 詳細チェック表A 6へ</p>												
4	<p>告示第二第二号 手引き p.9</p> <p>階の宿泊室又は宿泊者使用部分の床面積が 下表の各区分における要件の全てに該当する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2階以上の各階における宿泊室の 床面積の合計</td> <td>c,e,g 各階100m²以下</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宿泊者使用部分の床面積の合計</td> <td>i 200m²未満</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 各階における宿泊者使用部分の床 面積の合計</td> <td>b,d,f, 各階200m²以下 h<a> <100m²以下></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2階における宿泊者使用部分の床 面積の合計</td> <td>d 300m²未満</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3階以上の宿泊者使用部分</td> <td>f,h 0m² (用途がないこと)</td> </tr> </tbody> </table> <p>Yes <input type="checkbox"/> チェック終了</p>		区分	要件	<input type="checkbox"/> 2階以上の各階における宿泊室の 床面積の合計	c,e,g 各階100m ² 以下	<input type="checkbox"/> 宿泊者使用部分の床面積の合計	i 200m ² 未満	<input type="checkbox"/> 各階における宿泊者使用部分の床 面積の合計	b,d,f, 各階200m ² 以下 h<a> <100m ² 以下>	<input type="checkbox"/> 2階における宿泊者使用部分の床 面積の合計	d 300m ² 未満	<input type="checkbox"/> 3階以上の宿泊者使用部分	f,h 0m ² (用途がないこと)	<p>No <input type="checkbox"/> 詳細チェック表A 7へ</p> <p>○ チェック終了に至らない 場合は、必要となる安全 措置が講じられていないこ とになります。</p>
区分	要件														
<input type="checkbox"/> 2階以上の各階における宿泊室の 床面積の合計	c,e,g 各階100m ² 以下														
<input type="checkbox"/> 宿泊者使用部分の床面積の合計	i 200m ² 未満														
<input type="checkbox"/> 各階における宿泊者使用部分の床 面積の合計	b,d,f, 各階200m ² 以下 h<a> <100m ² 以下>														
<input type="checkbox"/> 2階における宿泊者使用部分の床 面積の合計	d 300m ² 未満														
<input type="checkbox"/> 3階以上の宿泊者使用部分	f,h 0m ² (用途がないこと)														

告示: 平成29年11月28日国土交通省告示第1109号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」
手引き p.〇〇: 国土交通省住宅局建築指導課「民泊の安全措置の手引き」掲載ページ